

議案第174号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第8項第4号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同項中第13号を第17号とし、第12号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合 5分の4

附則第8項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1

(12) 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合 3分の1

附則第8項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合 2分の1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

- 2 改正後の条例附則第8項第8号、第11号及び第12号の規定は平成29年度以後の年度分の固定資産税について、改正後の条例附則第8項第16号の規定は平成29年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

参考資料

### 制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。